

年金記録確認香川地方第三者委員会（第13回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月7日（水） 9時00分から10時50分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田委員長、大谷委員長代理、大前委員、間島委員、吉井委員
（四国行政評価支局） 瀧上支局長
（事務室） 浅野事務室長、藤田事務室次長

4 主な議題

- (1) あっせん等案審議
- (2) 申立事案審議
- (3) その他

5 会議の経過

- (1) 今回委員会で継続5事案、新規3事案の合計8事案を審議した。

継続5事案（厚生年金1件及び国民年金4件）のうち、1事案（国民年金）は申立期間に係る年金記録の訂正に関するあっせん案を、1事案（国民年金）は申立期間に係る年金記録の訂正が必要無いことを、1事案（厚生年金）は政府対応を待たざるを得ない事案であることからあっせんを保留することを決定した。また、残り2事案（ともに国民年金）については、次回の委員会において訂正の必要がないことを決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規3事案（厚生年金1件及び国民年金2件）のうち、1事案（国民年金）は訂正の必要がないことを決定する方向で、1事案（国民年金）はあっせん案を作成する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。また、残り1事案（厚生年金）については、更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行なうことになった。

- (2) 次回は、11月14日（水）9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会（第14回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月14日（水） 9時00分から10時55分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田委員長、大谷委員長代理、大前委員、間島委員、吉井委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務室） 浅野事務室長、藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回委員会で継続2事案、新規3事案の合計5事案を審議した。

継続2事案（厚生年金1件及び国民年金1件）のうち、1事案（厚生年金）は、申立期間に係る年金記録の訂正が必要無いことを、1事案（国民年金）は、次回の委員会においてあっせん案を決定する方向で引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規3事案（すべて国民年金）のうち、1事案は、あっせん案を作成する方向で引き続き資料等を収集・整理することとなった。また、他の2事案は、更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行なうことになった。

(2) 次回は、11月21日（水）9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会（第15回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月21日（水） 9時00分から10時50分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田委員長、大谷委員長代理、間島委員、吉井委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務室） 浅野事務室長、藤田事務室次長、仁田主任調査員

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回委員会で継続5事案、新規2事案の合計7事案（すべて国民年金）を審議した。

継続5事案のうち、2事案は、申立期間に係る年金記録の訂正が必要無いことを、1事案は、年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。また、残り2事案については、次回の委員会においてあっせん等案を決定する方向で引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規2事案のうち、1事案は、年金記録の訂正が必要ない方向で引き続き資料等を収集・整理することとなった。他の1事案は、更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行なうことになった。

(2) 次回は、11月30日（水）9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会（第16回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月30日（金） 9時00分から10時50分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田委員長、大谷委員長代理、大内委員、大前委員、塩田委員、武田委員、間島委員、吉井委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務室） 浅野事務室長、藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 年金記録確認香川地方第三者委員会運営規則等の一部改正

(3) 部会の設置及び運営

(4) その他

5 会議の経過

(1) 継続1事案（国民年金）を審議し、申立期間に係る年金記録の訂正が必要無いことを決定した。

(2) 「年金記録確認第三者委員会令」が平成19年10月26日付で改正されたため、年金記録確認香川地方第三者委員会運営規則等の関係規定の一部改正案を審議し、11月30日付で改正した。また、規定改正に伴う各部会の構成、審議対象事案の振り分け、部会長等の選任を行った。

(3) 次回は、12月5日（水）9時から委員会を開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕